

# 福岡県公報

平成二十二年七月二十八日  
第三千四百四十号  
増刊 ①

## 目次

告 示 (第千二百七十九号、第千二百八十号)

福岡県農業近代化資金利子補給規程の一部を改正する告示

県が管理する港湾施設の概要の一部改正

## 告 示

福岡県告示第千二百七十九号

福岡県農業近代化資金利子補給規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十二年七月二十八日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県農業近代化資金利子補給規程の一部を改正する告示

福岡県農業近代化資金利子補給規程(昭和三十七年二月福岡県告示第六十八号)の

一部を次のように改正する。

第二条第二項の表を次のように改める。

| 利 子 補 給 率 | 法第二条第二項第一号、第二号、第四号及び第五号に掲げる融資機関が同条第一項第一号に掲げる者に貸し付ける場合 | 法第一条第一項第一号に掲げる融資機関が同条第一号から第四号までに掲げる者に貸し付ける場合 | 法第二条第二項第二号、第四号及び第五号に掲げる融資機関が同条第一項第二号から第四号までに掲げる者に貸し付ける場合 |
|-----------|---|--|--|
|           |   |  |  |

一 福岡県園芸農業等総合対策事業費補助金交付要綱(平成十八年六月一日付け十八生野第一号)別表(第二系関係)一(一)の「ア」重点品目産地強化に係る採択基準一の(五)に規定する品目に係る農業近代化資金を借り入れる場合

二 減農薬・減化学肥料栽培を推進するため知事が別に定める農業機械等の整備に係る農業近代化資金を借り入れる場合

三 バイオマスの環つくり交付金実施要領(平成十七年四月一日十六環第三百号)別添一(第二の一関係)事業メニュー二(一)アに掲げる施設整備及び(三)ア(ア)及び(イ)に掲げる施設整備に係る農業近代化資金を借り入れる場合

四 家畜排せつ物の処理・利用を促進するため知事が別に定める農業機械等の整備に係る農業近代化資金を借り入れる場合

五 福岡県畜産振興総合対策補助金交付要

農業近代化資金の円滑な融通のためのガイドラインの制定について(平成十七年四月一日付け十六経営第八千八百七十号農林水産省経営局長通知)第三の二の(三)に基づき通知される基準金利(以下「基準金利」という。)から法第二条第三項第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件(平成十四年六月農林水産省告示第千八百八十二号)により定められた利率(以下「農林水産大臣が定める利率」という。)を二で除した率を控除した率

|   |  |   |
|---|--|---|
| <p>七 福岡県らしい競争力のある水田農業の展開方向（平成十五年六月二十四日付け</p>    | <p>六 前五項のいずれかに該当する場合であつて、かつ、その借入者が認定農業者等であり農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十二条第一項に規定する農業経営改善計画に即して農業経営の展開を図るのに必要な農業近代化資金を借り入れる場合（資金の種類が農林水産大臣が特に必要と認めて指定する乳牛その他の家畜の購入又は育成に要する資金に該当する場合は、資金使途の内容がふ化室、養魚池、飼料倉庫等内水面養殖事業に必要な施設の改良、造成又は取得に要する資金に限る。）</p> | <p>網（平成十八年四月三日付け十八番第三号）別表一持続する畜産経営安定対策事業に係る補助の対象となる経費に規定する施設設備の整備に係る農業近代化資金を借り入れる場合</p> |
| <p>農林水産大臣が定める利率が年二・〇％以下の場合、基準金利から農林水産大臣が定める</p> | <p>基準金利から農林水産大臣が定める利率を控除した率に農業経営基盤強化資金実施要綱（平成六年六月二十九日付け六農経A第六百六十五号農林水産事務次官依命通知）第三の四に定める農業経営基盤強化資金の貸付利率で当該貸付に係る償還年数に該当する利率を二で除し小数点以下第四位を四捨五入した上で、小数点以下第三位を二捨三人又は七捨八入し、五％単位とした率を加えた率</p>   |   |
| <p>農林水産大臣が定める利率が年二・〇％以下の場合、基準金利から農林水産大臣が定める</p> |  |   |

|                           |  |   |   |
|---------------------------|--|---|---|
| <p>八 前七項のいずれにも該当しない場合</p> | <p>十五農振水第三十一号）及び地域水田農業推進協議会が策定する地域水田農業ビジョンに即して、地域の特色を活かした産地をつくるため、水田農業構造改革対策実施要綱（平成十六年四月一日付け一五農産第七千九百九十九号、農林水産事務次官通知）別紙一水田農業構造改革交付金（産地づくり対策）の実施方法第二の三に規定する産地づくり事業における助成金の交付対象者及びブロックローテーション実施農業者が農業近代化資金を借り入れる場合</p> | <p>利率を控除した率<br/>農林水産大臣が定める利率が年二・〇％の場合、基準金利から農林水産大臣が定める利率を控除した率に、一％を加えた率</p> | <p>利率を控除した率<br/>農林水産大臣が定める利率が年二・〇％以上三・二％以下の場合、基準金利から農林水産大臣が定める利率を控除した率に農林水産大臣が定める利率から年二・〇％を控除した率を加えた率</p> |
|---------------------------|--|---|---|

附 則

この告示は、公布の日から施行し、改正後の福岡県農業近代化資金利子補給規程の規定は、平成二十二年四月一日以降に承認した農業近代化資金から適用する。

福岡県告示第千二百八十号

県が管理する港湾施設の概要（昭和五十一年九月福岡県告示第千三百四十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年七月二十八日

福岡県知事 麻生 渡

苅田港(1)水域施設の表航路の項中

|            |                          |     |     |       |
|------------|--------------------------|-----|-----|-------|
| 苅田港<br>南航路 | 南港10号泊地から<br>苅田港本航路に至るまで | -10 | 190 | 2,140 |
|------------|--------------------------|-----|-----|-------|

を

|            |                          |     |     |       |
|------------|--------------------------|-----|-----|-------|
| 苅田港<br>南航路 | 南港10号泊地から<br>苅田港本航路に至るまで | -10 | 300 | 2,140 |
|------------|--------------------------|-----|-----|-------|

に於て